

令和7・8年度菊池市まちなかデザイン会議運営等支援業務委託特記仕様書

1. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2. 募集要件

公告のとおり

3. 当該事業概要

当該事業概要として、対象範囲内における市内外を問わない人々が訪れるウォークアブルシティ形成のため、下記内容を含んだ事業実施計画の策定及びそれに伴う会議やワークショップの運営を行うものである。

- ・回遊促進のための拠点施設の選定及び整備
- ・本市の豊富な農林畜産物や周辺の歴史遺産及び自然などの今ある資源の活用及びさらなる資源を掘り起こし、それらを活用した回遊促進のためのソフト事業の検討
- ・対象範囲内の空き家や空き地、空き店舗の活用施策の検討
- ・回遊促進のための対象範囲の景観整備や道路整備等のハード及びソフト事業の検討・実施
- ・回遊のためのモビリティ検討や、新たな駐車場の検討

4. 委託業務概要

（1）まちなかデザイン会議の運営

現在策定している一部地域分の基本構想（仮称）に従って実施する施策の評価や、市民グループからの提言の受付、市で検討している計画等の協議を行う会議の運営を行う。

まちなかデザイン会議の運営に関し、各年度に以下の内容の実施を予定する。

＜令和7年度＞

- ・会議運営支援（参加、資料作成、議事録作成、説明等） 1回
- ・有識者への旅費及び謝礼の支払い 1回
- ・その他会議運営にかかる協議（WEB） 2回

＜令和8年度＞

- ・会議運営支援（参加、資料作成、議事録作成、説明等） 1回
- ・有識者への旅費及び謝礼の支払い 1回
- ・その他会議運営にかかる協議（WEB） 2回

【（1）における特記事項】

- ・このほか、有識者からの技術提供が必要な場合は、その費用も受託者が負担するものとする。
- ・有識者については、11名（関東圏2名、関西圏2名、九州圏7名）の参加を予定する。
- ・原則として、現地会議への参加は3名、Web会議への参加は2名とする。

(2) まちなかウォークアブルシティ基本計画（仮称）の策定補助

現在、対象範囲の一部のみ、まちなかデザイン会議での協議によって基本構想（仮称）ができているが、範囲全域（別紙参照）を対象とした基本計画（仮称）の策定補助を行う。

作成補助に際し、各年度に以下の内容の実施を予定する。

<令和7年度>

- ・現地調査及び会議への参加
- ・関係者協議（WEB）
- ・市民ワークショップの開催（資料作成、運営、議事録作成等を実施）

<令和8年度>

- ・現地調査及び会議への参加
- ・関係者協議（WEB）
- ・市民ワークショップの開催（資料作成、運営、議事録作成等を実施）

(3) その他業務

必要に応じて開催される庁内担当課会議や市民ワーキンググループの会合及び有識者会議への参加、説明等を行う

【(2) 及び (3) における特記事項】

- ・原則として、現地会議への参加は3名、Web会議への参加は2名とする。
- ・(2) 及び (3) にかかる各種協議については、現地での協議及び調査を各年2回（計4回）、Webによる協議を各年5回（計10回）と定める。
- ・(2) における市民ワークショップは、令和7年度に2回、令和8年度に1回（計3回）とする。

5. 委託業務詳細

(1) まちなかデザイン会議の運営

- ① 会議に必要な資料の作成
- ② 有識者（別添参照）の旅費及び謝礼の支払い
- ③ 有識者からの技術提供等に対する支払い・調整
- ④ 会議の議事録の作成
- ⑤ 必要な際の会議の議事に関する説明
- ⑥ その他関連業務（内容は事務局と検討）

※1 ③については、デザイン会議参加以外の部分での協議参加、資料作成等に対する支払いを想定している

(2) まちなかウォークアブルシティ基本計画（仮称）の策定補助

① 基本計画書の作成補助

- ・対象とする範囲全域のウォークアブルシティ基本計画（仮称）作成に関するデータの作成及び提供
- ・作成にかかる協議及び現地調査への参加
- ・作成に必要な有識者からの技術等提供に対する支払い・調整

② 市民ワークショップの開催

- ・ワークショップの企画、資料作成等
- ・ワークショップの当日進行等の運営
- ・ワークショップの議事録及び報告書の作成

- ※1 ①の作成に必要な有識者からの技術等提供に対する支払い・調整については、計画に掲載する目指す将来イメージを描いたイメージパースを5枚程度作成してもらうことを想定している（その他必要に応じて発生することも想定）

6. 成果品

(1) まちなかデザイン会議の運営

- ① 会議に使用した資料
- ② 会議の議事録
- ③ その他関連協議等行った際に発生した各種資料

(2) まちなかウォークアブルシティ構想基本計画の策定補助

- ① 業務内で作成したデータ
- ② ワークショップ実施時の報告書
- ③ 業務内で実施した会議の議事録

(3) その他業務及び全般的なこと

- ① その他業務発生時に作成した資料及び議事録

※提出先は「菊池市役所 政策企画部 市長公室」

※提出形式は基本データとし、必要に応じて紙での提出とする。

5. その他

- (1) 成果品及び本委託業務にて作成した資料等にかかる著作権は、原則として委託者である菊池市に帰属するものとする。
- (2) 本市事業報告及び成果品等作成活動の為に撮影した写真・動画に関して、参加者へ事前に利用許諾を得ておくこと。